

福祉サービス利用援助契約書

〇〇〇〇〇（以下、「利用者」とします。）と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「千葉市社会福祉協議会」とします。）は、次のとおり契約します。

【契約の目的】

第1条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、利用者に対して、福祉サービスの利用を援助します。そして、利用者が、できるだけ自立して地域で生活が出来るようにします。
- ② 千葉市社会福祉協議会は、適切な援助を行うため、契約締結審査会をつくり、その審査・助言を受けます。
- ③ 千葉市社会福祉協議会は千葉県運営適正化委員会の監督を受けます。

【援助の対象】

第2条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、利用者についての次の手続きを援助します。
 - (1) 福祉サービス（この契約では、福祉用具を貸すこともふくみます）を利用し、または利用をやめるために必要な手続き
 - (2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き
 - (3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
 - (4) 日常生活に必要な事務に関する手続き
 - (5) 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
 - (6) 医療費を支払う手続き
 - (7) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - (8) 日用品等の代金を支払う手続き
 - (9) 以上の支払いにともなう預(貯)金の払い戻し、預(貯)金の解約、預(貯)金の預け入れの手続き
 - (10) 施設や病院が行っている金銭管理に対する見守り
- ② 福祉サービスには、千葉市社会福祉協議会が提供する福祉サービスも含まれます。

【援助の方法】

第3条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、次の方法で、第2条第1項の(1)から(10)までの手続きを援助します。
 - (1) 相談と助言、情報提供

(2) 市区などとの**連絡調整**

(3) 手続きの代行

- ② 千葉市社会福祉協議会は、できるだけ利用者みずからが、福祉サービスの利用手続きなどをおこなえるように援助します。
- ③ 千葉市社会福祉協議会は、**援助をおこなうにあたっては、あらかじめ利用者の意思をたしかめます。**
- ④ 利用者の意思をたしかめることができない場合は、利用者の生活にふさわしい方法で援助します。ただし、この場合には、第11条でさだめるように、契約締結審査会の承認を得た上で、この契約を解約することがあります。

【援助の計画】

第4条

利用者と千葉市社会福祉協議会は、援助の方法をくわしくさだめた「支援計画」をつくります。

【援助の担当者】

第5条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、「支援計画」にさだめられた専門員と生活支援員に援助をおこなわせます。
- ② 生活支援員は、専門員の指示をうけながら援助をおこないます。

【支援計画の変更】

第6条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、定期および必要なつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。
- ② 利用者は、いつでも、千葉市社会福祉協議会に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。
- ③ 「支援計画」は、利用者と千葉市社会福祉協議会の合意により変えます。

【審査】

第7条

- ① 「支援計画」を変える前に、千葉市社会福祉協議会は、契約締結審査会に対して、次の点の審査を求めます。
 - (1) 新たな「支援計画」の適切さ
 - (2) 新たな「支援計画」についての利用者の理解のたしかさ
- ② 利用者の理解のたしかさについて審査を求めるときは、あらかじめ、利用者の同意をえます。

【書類やはんこの保管】

第8条

- ① 利用者は、千葉市社会福祉協議会に対して、次の書類（カードをふくみます）やはんこを預けることができます。預かる場合、利用者と千葉市社会福祉協議会は「書類等預入書」をつくります。

記

1. 年金証書
 2. 預(貯)金の通帳
 3. 権利証
 4. 契約書類
 5. 保険証書
 6. 実印や銀行印
 7. そのほか、千葉市社会福祉協議会が適当と認めた書類（カードをふくみます）
- ② 利用者は、いつでも、預けた書類やはんこを返してもらうことができます。
 - ③ この契約が終わったときは、千葉市社会福祉協議会による保管も終わります。

【利用料】

第9条

- ① 千葉市社会福祉協議会の援助に対する利用料を別紙料金表のとおりとします。
- ② 利用者は、翌月末日までにこれを支払います。

【報告】

第10条

千葉市社会福祉協議会は、定期的に、利用者に対して、この契約がどのようなおこなわれているかを報告します。

【解約】

第11条

- ① 利用者は、いつでも、この契約を解約することができます。
- ② 千葉市社会福祉協議会は、次の場合は、契約締結審査会の承認をえた上で、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が特別養護老人ホームなどの施設に入所したり、長期間入院したり、住居を移転したため、この契約による援助をつづけることがむずかしくなった場合

- (2) 利用者の意思をたしかめることができないために、新たな「支援計画」を作成することができなかつたり、利用者の生活にふさわしい援助ができない場合
 - (3) 利用者と長期間にわたって連絡が取れなくなるなど、利用者の所在が不明な場合
- ③ 千葉市社会福祉協議会が、この契約を解約するときは、利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるようにつとめます。

【契約の期間】

第12条

- ① この契約の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年3月31日までとします。
- ただし、この期間が終わるまでに、利用者から契約を終わらせる申し出がないときは、さらに、1年間、この契約を続けます。その後も同じです。
- ② 契約の期間中であっても、第11条による解約があった場合または利用者が死亡した場合は、この契約は終わります。

【監督】

第13条

- ① 千葉市社会福祉協議会は、定期的に、契約締結審査会に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。
- ② 千葉市社会福祉協議会は、利用者の意思をたしかめることがむずかしくなった場合は、ただちに、契約締結審査会に報告します。
- ③ 千葉市社会福祉協議会は、契約締結審査会または千葉県運営適正化委員会のもとめがあったときは、いつでもこの契約がどのようにおこなわれているかについて報告します。
- ④ この契約について契約締結審査会または千葉県運営適正化委員会が意見を述べたときは、千葉市社会福祉協議会は、その意見を尊重して、この契約をおこないません。
- ⑤ 千葉市社会福祉協議会が、提供する福祉サービスを利用することになった場合には、千葉県運営適正化委員会に報告します。

【損害の賠償】

第14条

千葉市社会福祉協議会が、この契約をまもらず、そのために利用者に損害を与えたときは、千葉市社会福祉協議会は、その損害を賠償します。ただし、千葉市社会福祉協議会が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。

【秘密を守ること】

第15条

千葉市社会福祉協議会は、この契約をおこなっている間に知った利用者に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。

【この契約についての苦情】

第16条

① 利用者は、いつでも、千葉県運営適正化委員会に対して、この契約について苦情を言うことができます。連絡先は、次のとおりです。

記

窓 口 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
千葉県運営適正化委員会
住 所 千葉市中央区千葉港4-3
電話番号 043-246-0294

② 千葉市社会福祉協議会は、利用者の苦情について千葉県運営適正化委員会の意見を尊重して、この契約を行います。

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、利用者、千葉市社会福祉協議会のそれぞれが1通ずつもつことにします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(利用者)

住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇-〇〇

氏 名 _____ 印

(指定都市社協)

住 所 千葉市中央区千葉寺町 1208-2
名 称 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会長 〇〇 〇〇 印
電話番号 043-209-6000

別紙料金表

区 分	料 金
ふくし さーび すりようえんじよ 福祉サービス利用援助	じかんみまん えん 1時間未満500円
にちじょうてききんせんかんり さーび す 日常的金銭管理サービス	じかんいじょう じかん ふんみまん えん 1時間以上1時間30分未満1,000円 いこう ふん えん (以降30分ごとに500円)
しよるいとうあず さーび す 書類等預かりサービス	えん ねんがく 3,000円 (年額)
ねんかいひ 年会費	えん ねんがく 3,600円 (年額)
せいかつしえんいんこうつうひ 生活支援員交通費	りようしゃたく おうふくじかん ふん 利用者宅への往復時間について 30分 いじょう えん じかんいじょういちりつ えん 以上500円(1時間以上一律1,000円)

※ せいかつ ほ ご じゆきゆう りようしゃ むりよう
生活保護を受給している利用者は無料です。